

## 【林業】

### (概要)

森林は、木材をはじめとする様々な生産物の供給、国土や自然環境・生活環境の保全、水源のかん養、保健・文化・教育の場としての利用など、多面的な機能を発揮することにより、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。また、二酸化炭素の吸収・固定を通じた地球温暖化の防止など、地球規模で森林への理解が深まっており、森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくことは私たちの責務です。

松本市の森林は、総面積の80%を占め、そのうち国有林が51%（市総面積の41%）、民有林が49%（市総面積の39%）です。民有林は、人工林（民有林の51%）と天然林（民有林の49%）がほぼ半々で、カラマツ（民有林の35%）とアカマツ（民有林の16%）が民有林の半数を占めています。

松本市のカラマツは、明治の中頃から造林が始まり、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて盛んに造林されました。現在は、そのほとんどが利用時期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」サイクルの構築が課題です。また、アカマツは、平成16年に本市で初めて松枯れ被害が確認されて以降、奈川地区を除く市内全域に拡大しています。広大な森林域での被害拡大を防ぐことは困難であるため、松枯れ対策は被害拡大を遅らせる方針にシフトし、また、生活道路沿線（ライフライン）の危険木処理に加え、樹種転換事業を推進していきます。

令和4年度の森林整備事業の特記事項は以下のとおりです。

#### (1) 平成31年4月1日から新たな制度として「森林経営管理制度」が始まりました。

この制度に基づき、適切な管理がなされていない森林における適切な経営や管理の確保を図るため、制度の対象となる森林の絞り込み作業を進めながら、令和2年度から所有者の皆さまへ森林経営に関する意向調査を進めています。財源には森林環境譲与税活用基金を充当しています。

#### (2) 森林再生市民会議 運営委員会

松本市森林再生実行会議からの提案を受けて、市民が森林への関心を高めるためのイベントやフォーラムを開催し、「松本市森林長期ビジョン」の策定を進めるため、令和4年度に設置しました。委員の構成は有識者、林業関係者、公募市民による10名です。

令和4年度は、「森林に親しむ」「林業を知る」「木材の利用」をテーマとしたイベントを3回開催し、参加者が森林や林業について学びました。また、年度末には「物」としての森林、「場」としての森林という2つのテーマ設定によるフォーラムを開催し、参加者によるグループディスカッションを行いました。

今後は、引き続きイベントやフォーラムを開催するとともに、令和6年度に策定する「松本市森林長期ビジョン」の検討を進めます。

【松本市の森林資源の現況】

令和5年3月31日現在 単位：ha

松本市地域総面積											
97,847 (100%)											
森林以外 (農地、原野、 宅地等)	森林面積										
19,403 (20%)	78,444 (80%)										
	民有林 38,272 (49%)					国有林 40,172 (51%)					
	針葉樹					広葉樹		未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
	22,543 59%					14,852 39%		877 2%	23,168 58%	12,066 30%	4,938 12%
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クヌギ ・ナラ	その他	未立木等			
	13,445	6,114	1,112	727	1,145	942	13,910	877			
	35%	16%	3%	2%	3%	3%	36%	2%			

(長野県森林簿データ)

【松本市の森林面積】

令和5年3月31日現在 単位：ha

市町村名	地域 総面積	森林面積								
		国有林					民有林			合計
		林野庁所管			その他	計	公有林	私有林	計	
		国有林 野法	官行 造林	小計						
松本市	97,847	40,152	20	40,172	0	40,172	18,192	20,080	38,272	78,444

(長野県森林簿データ)

【松本市内の公有林の所有形態別経営状況】

令和5年3月31日現在 単位：ha

地区	市有林	財産区有林	県有林	県行造林	特殊県行造林	総合計
旧松本地区	446	3,694	1,531		128	5,799
四賀地区	2,508			182		2,690
安曇地区	3,805			142		3,947
奈川地区	2,954		19			2,973
梓川地区	199					199
波田地区	1,955		514	115		2,584
合計	11,867	3,694	2,064	439	128	18,192

## 【公有林等の形態別・所在別経営状況】

単位：ha

区 分		総 数	直営林	官行 造林	森林 総研	県 行 特殊県行	林業 公社	共有林	
松本市 有地	松本市 内	旧松本地区	446	446					
		四賀地区	2,958	2,508			182	268	
		安曇地区	4,195	3,805		67	142	181	
		奈川地区	3,094	2,954	20			120	
		梓川地区	584	199		385			
		波田地区	3,005	1,955		935	115		
		小 計	14,282	11,867	20	1,387	439	569	
	松本市 外	安曇野市	271	5					266
		朝日村	132	132					
		山形村	24	24					
		岡谷市	57	57					
小 計		484	218					266	
市有林合計		14,766	12,085	20	1,387	439	569	266	
財産区 所有地	市 内	寿財産区	179	111	68				
		岡田財産区	711	697		14			
		入・里財産区	3,122	2,586		348	128	60	
		本郷財産区	300	300					
		小 計	4,312	3,694	68	362	128	60	
	市 外	今井財産区(朝日村)	602	231	24	347			
		寿財産区(岡谷市)	22	22					
		小 計	624	253	24	347			
	財産区有林合計		4,936	3,947	92	709	128	60	
市 内 合 計		18,594	15,561	88	1,749	567	629		
市 外 合 計		1,108	471	24	347		266		
総 合 計		19,702	16,032	112	2,096	567	629	266	
備 考				国有林算入	私有林算入	県有林算入	私有林算入	私有林算入	

(長野県森林簿データ)

## 1 森林の適切な整備と森林再生の推進

松本市総面積の80パーセントを占める森林は、松本市全体に多種多様な恩恵を与えてくれる、かけがえのない市民共通の財産です。

「伐って」、「使って」、「植えて」、「育てる」の適正な森林の循環（資源の循環利用）を確立するため、林業振興と森林整備を進めます。

令和3年（2021年）4月に変更策定した松本市森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的かつ公益的な機能が持続できるよう、施策の展開を図ります。

## 1-1 森林の整備

### (1) 森林造成と環境保全

国の「森林・林業再生プラン」及び県の「森林づくり指針」に基づき、松本市森林整備計画を策定し、搬出間伐を進めるため、事業費に対する嵩上げ補助や、森林整備を効率的に進めるための、森林の集約化、森林経営計画作成の支援、路網などの基盤整備の充実に努め、適正な森林の整備と、間伐材の有効利用を推進しています。

#### 【森林造成事業（委託・補助）】

地区	年度	造林 (ha)	下刈 (ha)	除伐 (ha)	間伐 (ha)	搬出 間伐 (ha)	更新 伐等 (ha)	枝打他 (ha)	作業道 (m)	合計 (ha)
松本	R2	6.79	10.13	2.0	7.26	3.80	11.75	2.86	7,603	44.59
	R3	17.35	18.65		14.80	10.15	6.47		7,479	67.42
	R4	8.41	29.12		1.39	12.84	11.51		7,408	63.27
四賀	R2		1.79		0.92				765	2.71
	R3	3.27	7.42	3.60		5.04			358	19.33
	R4		5.06							5.06
安曇	R2									
	R3									
	R4					5.72			355	5.72
奈川	R2					10.67			2,411	10.67
	R3					30.89			4,186	30.89
	R4					24.93			4,537	24.93
梓川	R2					5.49			1,602	5.49
	R3				0.49					0.49
	R4									
波田	R2									
	R3									
	R4									
合計	R2	6.79	11.92	2.0	8.18	19.96	11.75	2.86	12,381	63.46
	R3	20.62	26.07	3.60	15.29	46.08	6.47		12,023	118.13
	R4	8.41	34.18		1.39	43.49	11.51		12,300	98.98

(資料 森林環境課)

(2) 治山

保安林の整備や治山事業を促進し、山地災害防止機能や水資源のかん養機能の充実に努めています。

【治山事業】

地 区	年度	公 共 治 山		県 単 治 山	
		箇所数	事業費（千円）	箇所数	事業費（千円）
松 本	R2	3	104,180	1	10,200
	R3	6	27,176	2	17,017
	R4	4	95,256	2	15,313
四 賀	R2	1	16,010		
	R3	1	5,610		
	R4			2	5,434
安 曇	R2				
	R3				
	R4				
奈 川	R2	1	19,470		
	R3	1	10,472		
	R4				
梓 川	R2				
	R3				
	R4				
波 田	R2				
	R3	1	2,739		
	R4	1	37,620		
合 計	R2	5	139,660	1	10,200
	R3	9	45,997	2	17,017
	R4	5	132,876	4	20,747

(調査設計業務委託等含む 資料 森林環境課)

## 1-2 森林の再生

松枯れ被害は、奈川地区を除く市内全域に拡大しています。しかし、広大な森林域において松枯れ被害を防ぐことは困難なため、被害の拡大抑制、市民生活の安全確保及び木材の有効利用を重点的に進めます。

- ① 被害先端地で被害木の調査を実施し、この結果に基づき伐倒くん蒸処理を実施しました。
- ② 岡田、内田、中山地区他では、更新伐・樹種転換事業に取り組んでおり、森林組合等林業事業者が中心となり地権者の同意を得て、事業を実施しています。
- ③ 被害が激害化している地域（四賀、本郷、里山辺、入山辺、中山、波田）のライフライン（生活道路）沿線で、危険木の伐採を行いました。
- ④ 個人または団体が管理する被害木の伐採及び予防薬剤の樹幹注入に対する費用の一部を補助しました。
- ⑤ 災害のおそれのある危険箇所を防災林として整備するため、測量調査を実施しました。
- ⑥ 環境保全のため、過去に伐倒駆除した際に使用した非分解性のビニールシート及び薬剤空ボトルを回収するための試験回収を行いました。

### (1) 対策の状況

#### ア 伐倒くん蒸

年 度	処 理 本 数 (本)	処 理 量(m <sup>3</sup> )	処 理 費 用 (千円)
H30	2,648	3,664	99,696
R1	3,962	4,955	141,628
R2	3,840	5,208	155,814
R3	2,748	5,029	150,982
R4	3,222	6,173	169,544

#### イ 里山再生事業(樹種転換、植栽、下刈等、財産区含む)

地 区 名	実 施 面 積 (ha)
岡田	30.9
本郷	4.6
中山	5.3
寿	5.7
四賀、里山辺	2.8
合 計	49.3

ウ ライフライン対策 39か所 964本 966 m<sup>3</sup> 38,522千円

#### エ 個人等所有の松への支援

伐採	95件	197本	補助金額	6,667千円
樹幹注入	37件	108本	補助金額	495千円

### 1-3 林道・作業道の整備

【松本市所管の林道】（建設部管理道含む）

令和5年3月31日現在

区 分	林道の現況		うち地域をつなぐ重要路線
	路線数（路線）	延長（m）	
本庁管内	25	75,655	林道美ヶ原線 14,809m 林道よもぎこぼ線 5,253m
四 賀	20	42,214	
安 曇	6	48,394	林道奈川安曇線 35,090m （路線数は安曇に計上）
奈 川	24	73,771	
梓 川	6	10,941	
波 田	11	24,544	
合 計	92	275,519	

【森林作業道の開設状況】

年 度	延 長
R2	12,381m
R3	12,023m
R4	12,300m

【路網密度】

	林 道 密 度	林内路網密度	備 考
松本市	7.5m/ha	5.8m/ha	令和4年3月31日現在 （路網密度は参考値）
長野県	7.1m/ha	21.7m/ha	R3 長野県林業統計書
全 国	-	23.5m/ha	R2 林野庁資料

【林道事業】

年 度	国 庫 （農山漁村地域整備交付事業）		県 単 （県単林道事業）	
	路線数	事業費（千円）	路線数	事業費（千円）
R2	5	102,564	1	7,832
R3	4	95,106	1	8,272
R4	3	69,144	1	8,272

（資料 森林環境課）

## 1-4 森林経営管理制度と森林環境譲与税

### (1) 森林環境譲与税の経過・目的

ア 森林環境譲与税は、森林整備とその促進に関する施策の財源として、平成31年4月に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国から都道府県及び市町村へ譲与されます。

イ 森林環境税は、国が国税として一人当たり年額1,000円を賦課します。

ウ 譲与額は、市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に応じた按分にとされています。

エ 森林環境税としての課税は、東日本大震災の復興財源として引き上げられている住民税均等割が終了する令和6年度からとなります。

オ 都道府県及び市町村への譲与は、前倒して令和元年度から開始されました。

### (2) 森林環境譲与税の用途

ア 譲与を受けた森林環境譲与税の総額は、森林の整備に関する施策並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進、及びその他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

イ 松本市では、毎年度の森林環境譲与税は、松本市森林環境譲与税活用基金に全額積み立て、事業に必要な費用をその都度取崩して活用します。

ウ 譲与税の用途は多様に考えられますが、国は平成31年4月に森林環境譲与税の法律と併せて施行した森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の財源に優先して充当するよう求めています。

### (3) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

ア 市町村は森林所有者の確認、経営管理が行われていない森林の選定、意向調査などを実施する。（市は令和2年度～令和15年度で実施予定）

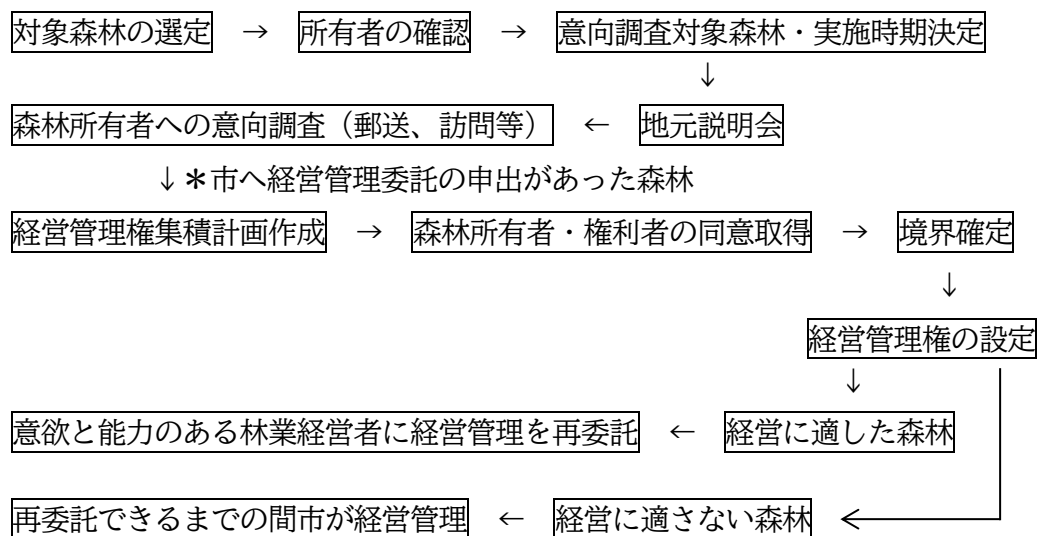
イ 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、市町村が森林経営管理の委託を受ける。

ウ 委託を受けた森林のうち、森林経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。

エ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が管理を実施する。



【森林経営管理制度の事務フロー】



【森林環境譲与税・森林環境譲与税活用基金・森林環境譲与税活用事業】

年度	譲与額（千円）	基金積立額（千円）	活用事業費（千円）
R1	30,430	30,430	0
R2	64,666	60,101	4,565
R3	64,547	54,734	9,813
R4	83,092	74,539	8,553

## 2 持続可能な森林資源の活用

森林の多面的機能を持続的に発揮させ、循環型資源である木材の活用を促進し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

また、より多くの人が森林・林業・木材産業や木材活用に関わる場を創出し、森林を身近に感じることで、里山の活用と再生を図っていきます。

### 2-1 地域材の活用

### 2-2 再生可能エネルギーの導入促進

令和元年度から「木材利用推進担当」を新設し、利用時期を迎えているカラマツなど、地域産材需要の掘起しを行います。また、新たに創設された森林環境譲与税を活用した林業の成長産業化と適切な森林資源の管理を目指します。

#### (1) 木材利用推進事業

##### ア カラマツ材住宅補助事業（平成30年度～）

補助内容：請負額100万円以上の新築又はリフォームに県産材カラマツを20万円以上使用した場合に10万円～30万円補助

##### 【実績】

年度	補助件数（件）	補助金額（千円）
R2	11	1,100
R3	9	1,200
R4	5	900

##### イ ペレットストーブ購入補助（平成20年度～）

補助内容：本体購入費用の1/2補助、10万円上限（うち3/4は県費補助金を充当）

##### 【実績】

年度	補助件数（件）	補助金額（千円）
R2	12	1,200（うち県補助900、市費300）
R3	12	1,200（うち県補助900、市費300）
R4	9	900（うち県補助675、市費225）

##### ウ 薪ストーブ購入補助（平成29年度～）

補助内容：本体購入費用の1/2補助、10万円上限

##### 【実績】

年度	補助件数（件）	補助金額（千円）
R2	35	3,393
R3	25	2,500
R4	34	3,312

## エ 市有林活用（令和3年度～）

利用時期を迎えた市有林カラマツの主伐

年度	主伐実施面積（ha）
R3	1.48
R4	2.00

## オ 地域産材需要の掘起し、販路の確保、高付加価値化

- (ア) 民間が主催する住宅関係イベントでの市内カラマツ材PR（平成29年度～）
- (イ) 公共建築物への市内カラマツ材の活用促進（令和4年度～予定）
- (ウ) 市内カラマツ材PRのための製品試作（令和4年度～予定）
- (エ) 地域産材の安定した木材利用と供給の仕組みを検討する会議の設置（令和5年度～）

## 2-3 里山の活用

### (1) 森林の多面的利用の推進と森林づくりの新たな展開

本市では、市民と森林所有者とが協働して里山づくりを行う「市民の森整備事業」や、森林整備が必要な地域と支援したい企業とを結びつける、県の「森林の里親促進事業」によって、森林体験を通じた、里山の再生に取り組んでいます。

### 3 担い手及び組織・人材の育成

森林の持つ多面的かつ公益的機能を持続的に維持するためには、伐採や造林の現場を支える林業従事者の確保は重要です。特に林業の将来を担う若手の育成のため、林業関連団体との連携を図り、情報の提供、発信、支援が必要です。

また、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術を有する者を配置し、森林資源の正しい把握と計画的な森林整備及び木材生産の施策の推進を図ります。

#### 3-1 林業関連団体との連携・支援（ネットワークの構築）

##### (1) 林業労働者、林業後継者等の育成・確保

森林は木材の供給の他にも、自然・生活環境の保全、水源のかん養など、多面的な機能を持っており、安全で快適な市民生活を実現するうえで重要な役割を持っています。そういった森林を維持していくためにも、林業労働者や林業後継者といった担い手は必要です。しかしながら、労働条件の厳しさや国産材価格の低迷等によって経営環境は厳しく、人材の確保が困難となっています。

このため、森林組合等の林業事業体との連携・協力によって、経営基盤の強化や就労条件の改善、事業量の安定化を図るとともに、労働者の育成・確保への支援、魅力ある林業事業体制の確立を目指します。

#### 3-2 森林・林業の専門職の配置

##### (1) 森林総合監理士（フォレスター）相当の技術者の配置

長期的・広域的な視点による森林づくりを推進するため、森林・林業政策に精通した専門的な技術者を職員として配置します。

## 4 鳥獣の生息管理

有害鳥獣による被害への対策として、個体数調整による適正な野生鳥獣管理に努め、野生鳥獣と人間との共存を図ります。

また、農林作物への被害対策として、猟友会や地域捕獲隊との連携や、支援を行い、地域ごとに有害鳥獣対策の充実を図ります。

### 4-1 個体数調整

#### (1) 野生鳥獣対策

増え続ける野生鳥獣による農林業被害を減少させるため、松本市有害鳥獣対策協議会が定める駆除計画及び松本市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会及び集落等捕獲隊による駆除を実施しました。

#### ア 駆除の状況

駆除の強化を図るため、以下のことを実施

- (ア) 猟友会員を松本市鳥獣被害対策実施隊員に任命し、美ヶ原合同捕獲を実施
- (イ) 国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用し、捕獲実績に基づき補助金を交付
- (ウ) 捕獲した大型獣の埋却に対する支援
- (エ) 関係機関と連携し、東山部及び北アルプス山麓における合同捕獲を実施

#### 【令和4年度の駆除実績】

( ) は前年度 単位 頭・羽

獣類	ニホンジカ	ニホンザル	イノシシ	その他	計
		1,431 (1,599)	151 (134)	102 (78)	401 (378)
鳥類	カラス	ムクドリ		その他	計
	267 (363)	1,108 (1,261)		1,289 (1,996)	2,664 (3,620)

#### イ 担い手の確保

猟友会員が高齢化等により減少しているため、猟友会と地域住民が一体となり地域ぐるみで捕獲活動を行う、集落等捕獲隊の組織化を図りました。

(四賀73名、入山辺142名、中山36名、安曇(2隊)36名、梓川20名)

また、新規銃猟者や狩猟免許取得者に対し、経費の一部を支援して有害鳥獣駆除従事者の確保に努めました。(新規銃猟者9名)

#### ウ 鳥類による被害対策

松本地域振興局管内では、鳥類による果樹等の被害が増加しており、その対策については苦慮しているところです。

鳥類は、1日に数キロメートルから数10キロメートル移動するため、広域的な対策が必要であり、郊外での捕獲を実施しました。

エ その他

民間事業地内での小型獣類（ハクビシン等）の個人申請による捕獲許可  
許可件数 24件